

お知らせ

information

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

企画グループ ☎76-2151
FAX 76-2976

町税の納税通知書は届いていますか

6月中旬までに平成28年度分の納税通知書(町道民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)の発送をすべて終えています。

昨年まで納税通知書が送付されていたのに、まだ手元に届いていない方や不明な点などありましたらお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先
住民企画課

障害年金の所得状況届は7月末までに

障害基礎年金の所得状況届が日本年金機構より送付されます。この所得状況届は、引き続き障害年金を受ける権利があるかどうかを確認するもので、毎年7月末までに役場に提出していただくものです(提出されない時は、年金の支給が一時停止される場合があります)。

また、障がいの程度を確かめる必要のある方については、診断書の用紙が同封されます。7月中に病院で受診し、医師の記入を受けてから、役場に提出してください。

所得状況届提出・問い合わせ先
役場 戸籍・年金担当

議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。

町のホームページにアクセスしてご覧ください。
〈津別町ホームページ〉
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>
議会インターネット中継をクリック

問い合わせ先
議会事務局
☎76-2151(内線266)

税務収納グループ
☎76-2151
税務担当(内線220、221)
収納担当(内線218)

「網走地方気象台施設見学会」開催のご案内

網走地方気象台では、気象知識や防災知識の普及・啓発を目的に、一般の方を対象とした施設見学会を開催いたします。

日時 7月30日(土)
午前10時〜午後3時

場所 網走地方気象台
(網走市台町2丁目1-6)

※入場料無料、事前申し込み不要、駐車場あり

内容 施設見学、観測機器展示、パネル展示、気象観測などについての説明(随時)、実験教室

その他 雨天でも実施しますが、重大な災害の起る恐れがあると予想される場合には中止することがあります。その際は当ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ先
網走地方気象台
業務・危機管理官
☎0152-44-6891

網走地方気象台ホームページ
<http://www.jma-net.go.jp/abashiri/>

消費生活出前講座のご案内

津別町では、悪質商法や振込め詐欺などによる消費者被害を未然に防止するため、町民の皆さんに向けて消費生活に関する出前講座を開きます。

ご希望の場所に講師が出向き、消費者被害にあわないポイントなど目的に合わせて対応します。

老人クラブや自治会・学校の授業・グループの活動などプログラムの一環としてご利用ください。

講師派遣費用や交通費は無料です。お気軽にご利用ください。

【講座のテーマ例】

- ・悪質商法と対処法
 - ・携帯電話やネット関連トラブル対処法
 - ・契約の基礎知識
 - ・最近の消費生活相談の状況
 - ・クーリングオフの仕組みなど
- 【講師】
美幌町消費生活センター
消費生活相談員
申し込み・問い合わせ先
産業振興課
商工観光グループ
☎76-2151
(内線258)

平成28年度全国安全週間が実施されます

今年度は「見えますか? あなたのまわりの見えない危険 みんなで見つける安全管理」をスローガンに、7月1日から7月7日まで実施されます。

この機会にそれぞれの職場において経営トップの安全パトロール、労働者の安全意識の高揚、リスクアセスメント等を実施しましょう。

問い合わせ先 北見労働基準監督署安全衛生課
☎0157-23-7406



7月13日は「飲酒運転根絶の日」です

平成28年から、7月13日は「飲酒運転根絶の日」と定められています。

平成26年7月13日に、小樽で飲酒ひき逃げ事件が起こり、三人の尊い命が奪われたことにより制定されたものです。相次ぐ死亡事故の防止のために、道民一人ひとりが飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、自主的に行動しましょう。

平成26年7月13日に、小樽で飲酒ひき逃げ事件が起こり、三人の尊い命が奪われたことにより制定されたものです。相次ぐ死亡事故の防止のために、道民一人ひとりが飲酒運転の根絶に向けて、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という規範意識を持ち、自主的に行動しましょう。

・飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努める

・飲酒運転をしない

・飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める

・道の施策に協力する

・飲酒運転をしている人に対する制止に努める

・飲酒運転を発見した場合等に警察官への通報に努める

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化

『考えて 大切な 自分の未来』

◎万引きは犯罪 万引きをすることはもちろん、万引きの見張りをする、万引きを命令する、盗んだ物をもらう・買うことは自分が万引きしていなくても犯罪になります。

◎たばこは非行の入り口 たばこは、ゲートウェイドラッグ(入門薬物)と言われています。その結果、覚せい剤等の違法薬物や危険ドラッグに手を出してしまうこともありますので、未成年のうちからたばこは絶対に吸わないようにしましょう。

◎インターネットには危険がいっぱい インターネットは相手の名前や顔が分からない分、恐ろしい犯罪や罠が潜んでいます。出会い系サイトやゲームサイト、コミュニティサイトなどを通じて、犯罪被害や性的被害に遭う人が後を絶ちません。インターネットサイト上で知り合った相手とは絶対会ってはいけません。

夏の交通安全運動

7月11日(月)~20日(水)

運動の重点

- 飲酒運転や居眠りなどの観光・レジャー型の交通事故防止
- 子供と高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用

全道統一行動日
7月13日(水)
セーフティコール



問い合わせ先
住民企画課 住民環境グループ
☎76-2151(内線216)

電力小売自由化に関連した不審な電話にご注意!

大手電力会社を名乗って、「スマートメーター」への切り替えを勧められたり、「電気料金が上がるから」と発電設備の勧誘をする不審な電話がかかってきて不安だ。

消費生活相談

電力の契約は、国が認めた新しい事業者から選ぶ「電気を買う」ことができるようになります。国が認めた新しい事業者からも選ぶ「電気を買う」ことができます。悪質商法の苦情も増加しています。「スマートメーター」の切り替えは、自己費用負担はありません。

Q&A

電力小売自由化に便乗した発電設備などの勧誘では、直接関係のない契約についてその必要性についてよく検討しましょう。訪問販売・電話勧誘で契約した場合、クーリングオフが可能です。不審な電話や契約でトラブルになりそうなきは、消費生活センターに相談しましょう。

◎消費生活のご相談
美幌町消費生活センター
☎・FAX 72-0366
月〜金曜日(祝祭日を除く)
午前10時〜午後4時

産業振興課
商工観光グループ
☎76-2151(内線258)